

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成25年9月10日

時 間：原子力発電所等に関する

特別委員会終了後

富岡町郡山事務所 桑野分室

開 議 午後3時50分

出席議員（14名）

議長	塚野芳美君	1番	山本育男君
2番	堀本典明君	3番	早川恒久君
4番	遠藤一善君	5番	安藤正純君
6番	宇佐神幸一君	7番	渡辺光夫君
8番	渡辺英博君	9番	高野泰君
10番	黒沢英男君	11番	高橋実君
12番	渡辺三男君	13番	三瓶一郎君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
会計管理者	遠藤博美君
参事兼総務課長	滝沢一美君
企画課長	横須賀幸一君
参事兼税務課長	阿久津守雄君
健康福祉課長	猪狩隆君
参事兼生活環境課長	緑川富男君
産業振興課長 (併任)農業委員会事務局長	三瓶保重君
参事兼復興推進課長	高野善男君
参事兼復旧課長	郡山泰明君
教育総務課長	林志信君

生活支援課長	斎	藤	真	一	君
いわき支所長	林			修	君
参事官 大玉出張所長	松	本	哲	朗	君
住民課長	伏	見	克	彦	君
総務課主幹 兼課長補佐	菅	野	利	行	君

職務のための出席者

事務局長	佐	藤	臣	克
事務局庶務係長	原	田	徳	仁

付議案件

1. 平成25年9月定例会に提出予定の議案の説明について

(1) 企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例（案）について
〔税務課〕

(2) その他

2. その他

開会 (午後 3時50分)

○議長（塚野芳美君） お疲れさまです。それでは、引き続きまして、富岡町議会全員協議会を開催いたします。

ただいまの出席議員は14名です。欠席議員はなしです。

説明のための出席者は、町長以下関係各長です。

職務のための出席者は、事務局長及び係長です。

町長のほうから全員協議会招集の理由をお願いいたします。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆さん、本当に長時間ご苦労さまでございます。

本日の全員協議会の案内は、9月定例会の議案に先立ち、条例の新規制定案件1件についてであります。富岡町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例につきましては福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例の制定に伴いまして、当町におきましても福島復興再生特別措置法で規定された企業立地促進区域及び避難解除区域等に係る固定資産税の課税免除を行うため、新規に条例を制定するものであります。

詳しくは担当課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。

1、平成25年9月定例会に提出予定の議案の説明について、(1)、企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例（案）についてであります。

税務課長の説明を求めます。

税務課長。

説明は座ったままで結構です。

○参事兼税務課長（阿久津守雄君） 富岡町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例（案）についてご説明いたします。

[「議長、議事進行」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） 13番議員。

○13番（三瓶一郎君） この趣旨から、1条から6条まで長文にわたるので、要点だけの簡単にご説明、簡略にお願いしたいと思いますけれども。

○議長（塚野芳美君） 異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

それでは税務課長、要点のみ説明してください。

○参事兼税務課長（阿久津守雄君） ありがとうございます。それでは、資料の最後のページをごら

んいただきたいと思います。

企業立地促進区域の概念図という図面をつけておきました。条例の中で、企業立地促進区域という区域は、この図面の青い線で囲まれた中を指します。ただし、中赤い部分、これは帰還困難区域になるのですけれども、ここを除外した部分についてが企業立地促進区域という区域になります。また、避難解除区域等という部分については、この中の緑色の部分とオレンジの色の部分、これが避難指示解除準備区域と居住制限区域についてが避難解除区域等という区域になるものです。

それでは、条例のほうについてご説明いたします。この条例は、地方税法並びに福島復興再生特別措置法に基づき、認定を受けた避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に定められた企業立地促進区域及び避難解除区域等に係る固定資産税の課税免除に関する必要な事項を定めるもので、第1条はこの趣旨を規定したものです。

第2条については、企業立地促進区域において、認定を受けた事業者が避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する企業立地施設等の新設または増設を行った場合、対象となる家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対し課す固定資産税の課税について、申請期間を企業立地促進計画の認定の日から平成28年3月31日までとし、課税免除を適用し、免除の期間を5カ年と規定したものです。

第3条は、避難解除区域等において確認を受けた事業者が事業の用に供する復興再生施設等の新設または増設を行った場合、対象となる家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対し課す固定資産税の課税について、申請期間を改正特措法の施行の日から平成28年3月31日までとし、課税免除を適用し、免除の期間を5カ年と規定したものです。

第4条は、富岡町税特別措置条例等適用について、いずれか一つと規定したものです。

第5条は、申請手続について規定したものです。

第6条は、規則への委任について規定したものです。

附則第1条においては、施行期日を公布の日からとし、第2条において経過措置を規定したものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

12番。

○12番（渡辺三男君） 随分企業にとってはプラスな条例ですけれども、富岡のこの条例の施行でちょっとあれですけれども、施行日までは富岡町除染しなくとも、企業が立地したいとなれば立地させるのですか。今まででは、除染しなければだめだよというようなことを言ってきたと思うのですが、その辺の中身についてちょっと聞きたいのです。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（三瓶保重君）済みません、今話している中で、企業の再開ということとダブるということで、国の再開の同じ土俵に乗せるという動きではやっていませんけれども、その中で除染を優先させるという形の国からの要件等はありますので、基本的には除染を優先させるということでは考えております。

○議長（塙野芳美君）12番。

○12番（渡辺三男君）除染を優先させるということは、そういう申し入れをすれば、除染を優先して早急にやっていただけるということでいいのですか。

○議長（塙野芳美君）産業振興課長。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（三瓶保重君）これについては、除染のほうに国の環境省に、今ですと再開したいところについてはこの企業ということで、優先的に除染してくださいという申し入れはしております。

○議長（塙野芳美君）12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君）申し入れをしていますが、答えは返ってこないということでいいのですか。その辺、その答えがはっきりしないと、せっかく企業が進出したいと、免税措置が出てきているのに、それを優先してくれなかつたら何の意味もなくなるのです。といいますのは、今から除染が始まろうとしているのに、事務所を開設したいという人はいっぱいいると思うのです、除染の仕事ばかりではなくても。当然やっている人も何件か無断使用という形で使っている人もいようかと思うのですが、そういう人たちにはすごいプラスなのかなと私は思いますから、ぜひやっていただきたくてそれを質問しているのです。要望しているだけでは、ちょっと意味のない議案になってしまいます。

○議長（塙野芳美君）復興推進課長。

○参事兼復興推進課長（高野善男君）大変申しわけありません、復興推進課長の高野でございます。

今の答弁なわけですけれども、今現在は事業再開についての事業者については、その名簿が上がり次第、環境省と調整しながら今進めております。また、新しくそういう企業が立地するのであれば、本格的除染の中で対応をしてもらうように強く環境省のほうに言って、その名簿等、どこでそういうものを再開するのかということを提示しまして、環境省のほうに提示するようになるかと思います。

○12番（渡辺三男君）ちょっと答え見えないですけれども。

○議長（塙野芳美君）そのほかございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君）それでは、質疑を終了します。

（2）、その他がありますけれども、その他ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君）執行部、その他ありますか、ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） では、2番の大きなその他はございませんか、各執行部ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） 各議員ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） それでは、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

閉会（午後 4時00分）